

## 学校いじめ防止基本方針

### ◇◆◇ はじめに ◇◆◇

学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっています。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットやSNSでの誹謗中傷や仲間外れ、暴行動画の投稿など、新たないじめ問題も生じ、いじめはますます複雑化、潜在化していると言える状況にあります。平成25年6月にはいじめ防止対策推進法が公布され、学校に対して、その学校の実情に応じた「いじめ防止基本方針」を策定することが求められました。こうした中、平成28年10月秋田県いじめ防止対策推進条例が公布され、生徒が健やかに成長することが出来る学校環境を目指し、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について示され、学校全体が組織的にいじめ問題に取り組むことで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の基本的な認識や考え方を確認し、共通理解の下、学校全体の問題として取り組んでいくことが必要とされました。

そこで、本校の学校いじめ基本方針をここに示し、今後とも職員一同、よりよい学校づくりに努めるとともに、生徒・保護者・地域の皆様にもご協力いただきたいと考えております。

## いじめ問題に関する基本的な考え方

### いじめの定義

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

### いじめの理解

「いじめ」に該当する事象は、成長過程にある生徒が集団で学校生活を送る中で、「どの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成や、はやし立てたりする「観衆」、暗黙の了解を与える「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識とされているものです。

### いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## いじめの未然防止のための取り組み

暴力を伴わないいじめに関しては、被害経験でも加害経験でも、小学4年生から中学3年生までの6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれていることが、国立教育政策研究所の追跡調査で明らかになっています。よって、生徒に認識が無くても、すべての生徒が加害者、または、被害者としていじめに巻き込まれる可能性があるものとして、気になる生徒だけに限らず、生徒全員を対象に未然防止の取り組みを行う必要があります。

### 未然防止のためにできること

いじめの未然防止の基本は「いじめ防止」だけを考えるのではなく、まずは、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが大切です。居場所づくりや絆づくり、自己有用感、お互いを認め合える人間関係、学校風土を築くことから始まります。これら学校の土台づくりが、結果的にはいじめの未然防止に繋がると考えます。

- ①わかる授業づくりをする。すべての生徒が授業に参加・活躍できる工夫をする。
- ②ベル着、授業を受ける態度や整容、発表の仕方や聞き方の指導をする。
- ③教員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動などがいないか注意する。
- ④学校行事や体験活動などを通じて、居場所づくり、仲間意識、他者との交流の機会を設ける。
- ⑤いじめ防止に関する指導時間や職員に対する研修の機会を設ける。
- ⑥外部からの評価を取り入れる。
- ⑦生徒会組織の活性化を図る。

## 早期発見・早期対応

教職員の発見は、小学校では担任による発見が多く、中学校・高等学校では、担任以外の発見が増えます。小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校・高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなります。よって、高等学校では、教職員の情報共有の在り方が大切になることと、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になります。また、高等学校では、一般的には割合が少ないとされる「保護者からの訴え」が起こった場合は、いじめが深刻で進行している場合があるので、直ちに対応する必要があると考えております。

- ①日々の観察が最も大切。校門指導、朝や帰りのSHR、授業中や部活動などの様子、校内・校外巡視、清掃時間、放課後、または、学級日誌、保健室の利用状況、保護者からの相談、家庭状況、クラスメイトからの情報など、いつもと違う気になる変化がみられた場合には、当該職員は放置したり、問題ではないと判断したりせず、ささいなことであっても、そのままにせず、早期認知・対応をし、必要に応じて情報を共有し、速やかに対応する。
- ②定期的にいじめアンケート、または、健康アンケートや個人面談を行う。
- ③個人情報の管理には十分注意する。
- ④校内の教育相談（カウンセリング）の充実と校外の各相談機関の紹介・周知を行う。

## いじめ態様と抵触する可能性のある刑罰法規

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる……………脅迫、名誉毀損、侮辱
- ②仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他と同様に毅然とした対応が必要。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする……………暴行
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする……………暴行、傷害
- ⑤金品をたかられる……………恐喝
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする……………窃盗、器物破損
- ⑦いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする……………強要、強制わいせつ
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる……………名誉毀損、侮辱

## いじめが起きた場合の対応

- ①いじめられた生徒に対しては、まずは事実確認をします。「本当にそれはいじめなのか」は問題ではありません。事実と、気持ちを受け入れ心の安定に努めます。そして「最後まで守ること」「秘密を守ること」を約束します。
- ②保護者の皆様には、早急に電話や家庭訪問等で事実関係を伝え、学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合います。ご家庭でも子どもの変化に注意してもらい、ささいなことでも相談するようにしてください。
- ③いじめた生徒に対しては、まずは事実確認をします。一定の教育的配慮のもと対応しますが、「いじめは決して許されない行為である」という態度で指導します。「いじめられる方にも原因がある」は理由になりません。いじめられた生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決に努めます。ご家庭への連絡と指導協力も依頼します。
- ④周りの生徒に対しては、当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることや、いじめやかからかひの傍観者にならないように指導します。「いじめは決して許さない」という方針を、学級・学年・学校全体で確認します。

## ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。ネット上のいじめとは、主に、パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うことです。

未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要があります。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携がどうしても不可欠になります。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図り、人権侵害や犯罪、法律違反など、場合によっては、警察等の専門機関と連携して対応していく必要があります。

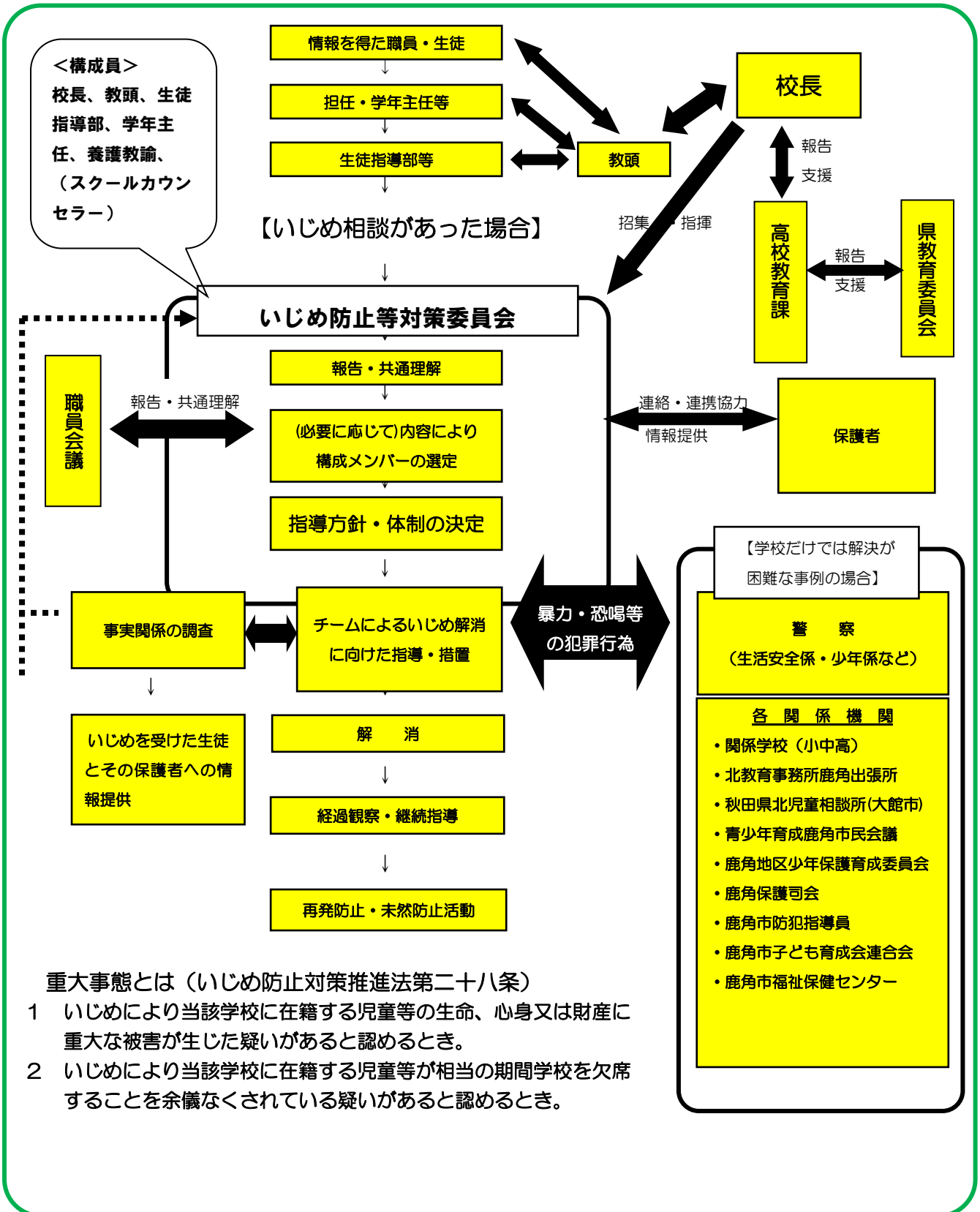
## トラブルの事例

- ①メール・ブログ・チェーンメール・学校裏サイト等でのいじめ  
→匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ②SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）コミュニティ型Webサイトによるいじめ  
→掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。  
→スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ③動画共有サイトでのいじめ  
→一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。  
**※一度投稿してしまった写真や動画や音声は、自分では削除しても、第三者にコピーされ、ネット上に一気に拡散・公開されるため、削除は不可能だと考える方が一般的である。**

## 未然防止のために

- ①インターネットの特殊性を踏まえ、生徒に対して全校集会や情報モラル教育を通じて次のことを注意喚起します。
  - 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
  - 違法情報や有害情報が含まれていること。
  - 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、最悪の場合、被害者自殺の事例もあり、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
  - 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
  - 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
  - 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
  - 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。
- ②学校、家庭等の中で協力し、いじめ防止等のための対策が適切に行われるよう連携を強化します。
- ③研修等で教職員の資質の向上を図ります。

# いじめが起こった場合の組織的対応



## 重大事態とは (いじめ防止対策推進法第二十八条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 秋田県の主な相談電話機関

生徒や保護者の方の教育や子育てに関するさまざまな困りごとや心配ごとを誰かに相談することによって、抱えている問題の改善や解決を図るとともに、悩みや心の苦しみを緩和したり取り除くことができるよう、いろいろな分野の電話相談窓口を設置しています。誰にも話せない、相談できない、そんなときは電話で相談するという手段もあります。

○「24時間（じかん）子供（こども）SOSダイヤル」☆いじめに限らず子供のSOS全般を受け止める窓口です。

・0120-0-78310（なやみ言（い）おう）

○「いじめ緊急ホットライン」（すこやか電話）☆いじめ問題に悩む生徒の相談に応じます。

・0120-377-914……北教育事務所 ・0120-377-904……中央教育事務所

・0120-377-943……南教育事務所

※ ただし、土日、祝祭日、年末・年始、月曜日～金曜日の午後5時～午前8：30については、留守番電話により、中央児童相談所が開設している「24時間・365日」相談の電話番号（018-862-7311）を案内しています。

○「すこやか電話」☆不安や悩み等を抱えている児童生徒や直接学校に相談できない保護者等の相談に応じます。

・0120-377-804……総合教育センター ・0120-377-915……北教育事務所鹿角出張所

・0120-377-917……北教育事務所山本出張所 ・0120-377-908……中央教育事務所由利出張

・0120-377-945……南教育事務所仙北出張所 ・0120-377-949……南教育事務所雄勝出張所

○「やまびこ電話」（24時間対応）…県警察本部少年課 ☆生徒本人、家族、地域住民等からの少年非行等の相談。

・018-824-1212

○「チャイルド・セーフティ・センター」（24時間対応）…県警察本部 ☆問題行動、いじめ、児童虐待、不登校、自殺等の生徒に関する悩みについての相談に応じます。 ・018-831-3421

○「子ども・家庭110番」…中央児童相談所 ☆18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じます。

・0120-42-4152（フリーダイヤル） ・018-824-4152

○「秋田いのちの電話」…いのちの電話事務局 ☆こころの危機を抱えいろいろな悩みをもっている人の相談に応じます。 ・018-865-4343

○児童相談所電話相談 ☆育児や子育てなどの悩みをもっている人の相談に応じます。

・0186-52-3956…北児童相談所 ・018-862-7311…中央児童相談所

・0182-32-0500…南児童相談所

○「子どもの人権110番」…秋田地方方法務局 ☆いじめ、虐待など子どもをめぐる人権問題に関する相談に応じます。 ・0120-007-110

○「こころの電話」…県精神保健福祉センター ☆生徒の問題（臆、養育、発達、不登校など）に関する相談。

・018-831-3939

## いじめに関する法律・条例関係

○いじめ問題に対する施策（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm)

○秋田県いじめ防止対策推進条例（秋田県条例第五十四号）

[http://www1.g-reiki.net/pref\\_akita/reiki\\_honbun/u600RG00001595.html](http://www1.g-reiki.net/pref_akita/reiki_honbun/u600RG00001595.html)

○「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」

[http://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive\\_0000007836\\_00/ljimeZero5.pdf](http://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000007836_00/ljimeZero5.pdf)